

# セルフメディケーションとOTC医薬品について

## セルフメディケーションとは

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と世界保健機関(WHO)で定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、健康の維持、生活習慣病等の予防や改善・重症化予防、ひいては健康寿命の延伸を目指すこととなり、結果的に、医療費の節約につながります。

風邪をひいたときに風邪薬を飲む、小さな傷に絆創膏を貼るといったように、できることから始めてみましょう！



## OTC医薬品とは



医師の処方箋なしに、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品のことです。

## セルフメディケーション税制とは

国民のセルフメディケーションを推進するため、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度として創設しました。

この制度を活用するためには、確定申告をする方が定期健診等※のいずれかを受けることが必要です。そのうえで、確定申告をする方や、そのご家族が購入した特定の OTC 医薬品の合計が年間 1 万 2,000 円を超えた場合に、超えた金額(8 万 8,000 円が限度)について、その年の総所得金額から控除を受けることができます。

※①特定健診、②インフルエンザの予防接種、③勤務先で実施する定期健診、④保険者が実施する健診、⑤市町村が実施するがん検診等

## 対象となる医薬品とは

セルフメディケーション税制の対象となるのは特定の OTC 医薬品であり、ドラッグストア等で購入できる医薬品のすべてが対象となっているわけではありません。

具体的な本税制の対象OTC医薬品は厚生労働省のホームページに掲載しているほか、一部の製品については対象医薬品のパッケージにこの税制の対象であるマークを掲載しています。

